

第4回斑鳩町財政健全化検討住民会議議事録

日 時 平成17年9月21日(水) 午後1時30分～4時20分

場 所 斑鳩町役場 3階 第1会議室

出席者	会 長	桐 山 謙 一	
	副 会 長	吉 川 喜巳雄	
	委 員	平 林 威久子	
		福 井 方 子	
		吉 田 建四郎	
		三 浦 晴 彦	
		城 崎 淑 子	
	事 務 局	栗 本 裕 美	教育長
		植 村 哲 男	総務部長
		中 井 克 巳	住民生活部長
		藤 本 宗 司	都市建設部長
		池 田 善 紀	上下水道部長
		浦 口 隆	議会事務局長
		西 本 喜 一	総務課長
		黒 崎 益 範	総務課課長補佐
		植 嶋 滋 継	税務課長
		藤 原 伸 宏	企画財政課長
		西 卷 昭 男	企画財政課課長補佐
		福 居 哲 也	企画財政課政策企画調整係長

傍 聴 者 1名

<会議資料>

(当日配付) ・斑鳩町財政健全化検討住民会議中間報告方針(案)

事務局(藤原) 第4回の斑鳩町財政健全化検討住民会議を開催します。本日、古川委員と秦委員から欠席の届をいただいています。会長の方で議事進行をお願いします。

会 長 それでは、早速審議に入ります。第4回目である今日の会議で、皆さんの意見を集約し、次回の10月7日には、答申案をまとめてしまいたいと考えています。昨日、吉川副会長と事務局と集まり、今後の会議の進め方を相談しました。ともかく日程が非常に切迫しており、あと1回しかありませんので、さらに的を絞った議論とするために、私と副会長との粗い案をまとめました。それが、お手元に配付しております「中間報告方針（案）」です。これは、（案）でありますので、全くこれと違うことでも結構ですし、お気づきの点を言っていただければと思います。一応、これに基づいて、議論をしていただいて、まとめたいと考えています。

ではまず、この内容について、私から簡単にご説明します。この基本方針ですが、住民の代表として斑鳩町の財政健全化はどうあるべきかということについて、実り多い答申をしたいということで、まず、経常収支比率を90%としています。全国の市町村における経常収支比率というのは、財政の経常的な歳入…これは地方税、起債、補助金、交付税等ありますが、それに対して経常的な歳出…これは人件費、物件費等、何もしなくても基本的にかかる経費で、経常的な歳入から経常的な歳出を引いた余剰財源が建設事業にあてられています。その町独自の町長の運用方針に基づいて事業ができる訳です。具体的な例を挙げますと、最近新聞に出ていました大阪市の経常収支比率は103.3%です。何もしない経常的な支出だけでも、100%を上回ることになる。ということは、財政が硬直化して何もできない状態にあるということです。斑鳩町でも、最初の資料で出ておりますが、かなり経常収支比率は高く、96~97%までいっている。これを、10年後の平成27年度には、90%にまでもっていきたい。具体的に金額で言うと、4億8,300万円ぐらいの縮減額となる。これは他の建設的な投資経費に回せることになり、まあまあ目標値になると思います。理想を言いますと、85%とか場合によっては70%とかになりますが、これは、歳出で大鉈を振るって、歳入でも新しい税財源を求める必要があり、現実の案としては、経常収支比率90%ぐらいを目安にしたいと思います。その方針の基で、歳入の増加を図り、歳出の大幅なカットをおこなってまいりたいと考えています。

この個別方針を見ていただきますと、「1. 歳入の確保（増収策の検討）」のところで、「①使用料・手数料の10~20%アップ」とありますが、手数料は、国の法律や施行令で決まっていたりしまして、全

国一律のものがあ、地方自治体間で大きな格差はありません。使用料は、大きな幅がありまして、特に公の施設の使用料については、まちまちです。使用料の場合は、利用する方が利益を受ける訳ですので、それ相応の受益者負担をお願いできないかと考えています。過日出してもらった行政コストを見ますと、全部赤字か、場合によっては大赤字でありまして、そうかといって、事業をやめる訳にもいかない。

そのようなことから、上げられないもの、大幅に上げるものを含めて、全体で平均化して10～20%上げなければならないのではないかと考えています。これで、2,800万円ぐらいの効果があります。

「②遊休土地の売却」ですが、これをできるだけ早く実施してもらいたい。遊休土地は、買うときに起債を計上したり、利子がかさんだりします。これは、4億を少し超えるぐらいになります。

「③滞納税額の確保」ですが、斑鳩町の滞納については、非常に低く、税務当局がかなり頑張っている訳ですが、さらに一層頑張っていて、滞納税額をできるだけ少なくしていきたい。ここで、平林委員からもご意見を承りまして、この2億円いくらかをとれば全部いけるのではないかというお話もあり、数字上、正にそういうことなのですが、これは今まで一生懸命頑張った上で、なお且つ、それだけ頑張らなければいけないということになります。これは、また後ほど説明いただきますけれども、頑張って今以上に1,300万円ぐらいは、何とかいけるのではないかとことです。

「④新税財源の検討」ですが、これは、来年3月までの中長期答申の中でまとめさせていただきたいと思うのですが、新しい税財源といいますのは、今の現行町税制度の中では、なかなか難しい訳です。しかし、何とか皆さんの知恵を搾り出していただき、新しい税財源を見つけて、いくらか加えることにより、歳入の確保をしたいと考えております。①～③については、来年から実施可能と思うのですが、④の新税財源については、なかなかそう簡単にはいかないと思いますので、これは、中長期の答申にまとめさせていただきたい。

そして、「2. 歳出の大幅カット」ですが、これは、大幅になるのか問題なのですが、私どもではできるだけ無駄を省くと言いましても、今切り詰めている中で、その上での話になりますので、なかなか難しいと思います。基本方針としては、効率良い小さな町役場を目指して地方分権に即した、的確な、そして、早い意思決定と新しい住民ニーズに対応できるような組織をこれから作っていかねばなりません。具体的に言いますと、今までどこの町役場でもそうですが、部長、課

長、係長、主査、主任がいるという段階になっており、このような縦割りの弊害をなくし、業務に迅速に対応できるように、新しい組織に改組していったらいいと思います。2番目には、基本的に人件費は、町長様をはじめ特別職の方も、職員の方も、もう一つは議会の議員の方にも、痛みを分かち合っていていただくという方向で私どもは出しています。そして、職員に痛みを強いるだけでは足りませんので、やはり職員が自らの能力を十分に啓発をして住民サービスに応えられるような人事評価制度というものも必要です。役所は、同じ年度に入ったら、同じ給料で横並びというのではなく、一生懸命に仕事をされて能率を上げているような方には、むしろ給料を上げてもらう、そのかわりあまり仕事をしないような人には、下げってもらう、というような人事評価制度が給与制度に反映できるようなものに変えていただきたい。

新しい政府ができて、国家公務員の人件費を大幅カットしようということですが、基本的に本町におきましても5年間で、職員数を大体10%削減できないか、それから計画的な定員管理として、業務の中では住民150人あたり職員1人というのがいいのではないかという議論が出ておりましたが、定員の管理を常に徹底的に行っていくという方針をまず立てて、それに基づいて進めていただきたい。

それで具体策を若干新しいものも含めて、ここに書かせていただきました。特別職給与カットは町長10%、助役7%、収入役・教育長5%を、すでに決意表明して実施されているところ、さらに申し訳ないですが、過日の議論にも出てまいりましたように、町長にさらに5%、助役、収入役、教育長にさらに2%のカットをお願いできないだろうかと考えています。と申しますのは、職員に大変なきつい話をさせていただきますので、まず、トップ自ら範を垂れていただくということで、従いまして町長は、これで15%カットということになります。

さらに、常勤の特別職退職手当組合の負担金を切り下げてもらうことになります。

そして、恐縮なのですが、収入役のポストを近いうちに、少なくともここ2、3年の間には、廃止をしていただきたいと思います。

職員は、抜本的に民間企業と比較して、人事院勧告がなされますので、これに準じて改定をしていただくことが、大原則です。今後5年間で5%というのが出ておりますので、そのとおりにしていただきたい。

職員手当については、今色々と問題になっておりますが、特殊勤務手当を見直して、調整手当が廃止になって、新たに地域手当というのができますが、これは人事院勧告に準じて改定、つまり平成18年度は1%、以後3%まで暫定的に引き上げていくこととなります。

管理職手当につきましては、現行の、部長2%、課長1%の引下げをそのまま継続していただきたい。これはもう管理職の方は、大変しんどい目をさせますので、むしろ上げるべきという意見も出たのですが、現行の方針では、このまま継続して、これ以上のカットはしないということになっています。

非常勤の特別職の報酬ですが、これには各種の審議会等がございまして、場合によっては極端ですが、報酬はいらぬのではないかと議論になり、できるだけボランティア精神でやってもらってはどうかという意見も出た訳ですけれども、それぞれの委員会に応じて、実情もありますので、平均して20%を引き下げることとします。

そして最後の2つについては、議論のあるところですが、議員定数16人を10人程度にということで出させていただいています。これは、議会の委員会の持ち方などを考えた上での10人でございます。それから、議員の先生方の報酬も、特別職15%、職員にも11%の痛みをお願いすることとなりますので、特別職と同様に15%のカットをお願いしております。

「②指定管理者制度の積極的な導入」以下が今日具体的な議論になるところです。指定管理者制度は、各市町村とも積極的に導入を検討しているようでございますが、当町では、特に水道事業について、何とか3年ぐらいの間に、指定管理者制度を活用して民間に委託することを是非ともお願いしたい。そして、公の施設である、老人憩の家、ふれあい交流センター、体育館等で指定管理者制度を適用して、できるだけ管理経費を節減するとしています。これについても今日議論をいただきたい。

「③団体運営補助金のカット」についてですが、これも各種団体によって様々でございまして、大体平均して20%のカットをお願いできないか、ということです。

「④イベントの統廃合等の見直し」ですが、色々なイベントをやっておられますが、廃止の分もございまして、事業総額30%ぐらいは何とかカットできないだろうか、ということです。

最後に、「⑤大型建設事業の再検討」について、総合福祉会館、法隆寺の駅前及び周辺道路、町営住宅、校舎の地震対策といったものがあ

るのですが、その基本方針を一回十分に承って、事業計画を見る必要があると思います。これは、次の10月7日ではなく、来年の3月まで、私たちは任期がありますので、少し現場も見て、この大型建設事業一つ一つについて、担当の部署から状況を承って、見直して節減できるか検討させていただきたいと考えています。見直しによって、公債費をその分削減できることになり、勘定しますと3,000万ぐらいになります。

すべての項目を合わせますと、3億6,000万円ばかりが削減額となります。私どもは、できれば5億円程度減らし、経常収支比率を90%にもっていきたいと思いますので、この試算でいきますと3億6,000万円ぐらいは何とか減らせるのではないかと、というのが案でございます。全くのたたき台であります。これは、吉川副会長と事務局と昨日練らしていただいた案の案です。

それでは、歳出の大幅カットにいきたいと思います。大体の方向としましては、今申し上げたとおりです。まず、基本方針ですが、このようなものでよろしいですか。組織を変えないとなかなか難しいということで、まず、組織を改革し、そして、会社では当たり前のことですが能力制を導入します。能力の高い人が給料が高くて、あまり仕事をしない人が、給料が低いということです。役場の場合は、もちろん勤務評定があり、それに応じて昇格を考えておられます。今度は抜本的に給料にも反映させてもらいたいということです。

それから、職員数は10%削減させていただきたい。定数管理は、非常に大事であります。このような方向でいかがでしょうか。また、付け加えることがあれば、遠慮せずに言っていただきたいのですが。

三浦委員 非常に良いのではないのでしょうか。ただ、人事評価制度を具体的にどうするのかとなると、非常に難しい。その辺までは、この会議では踏み込まないのですか。

会 長 踏み込むには、時間が無さすぎますし、長期の答申の中で、何かあれば、入れたら良いと思います。結論としては、能力に応じた給与制度、評価が必要であり、人事評価というのは能力を評価する訳ですが、今でも勤務評定をやっておられる訳ですが、その評価したものが給料には反映していない。しかし、昇格する前にはそれを参考にしているのです。日常の給料の中において、例えばAさんとBさんが同じ年度に入って、能力に応じて給料に差があるかということ、それは

今のところない。一般の会社ですと、当たり前ですが大きな差がついているはず。それが、どういう具合にあるべきかというところまでは、時間的に私たちには無理ではないかと思えます。もし、そのことで何かご存知でしたら、言っていただいても結構ですが。この点はいかがでしょう。

吉川委員 今度の政府の給与勧告の骨子にも、給与体系の構造改革の中に、会長が言われた、年功序列的な上昇を抑制して、職務・職責に応じた俸給構造への改革というものが出ていますので、政府の方で、目安のようなものを出していただければと思います。それをたたき台にして、事務局が検討すればいいのではないのでしょうか。

事務局（植村） ただ今、吉川副会長が言われたとおりです。人事院勧告として、実際に国が法律の中でどのような仕組みをつくるのかを見る中で、我々はそれを参考にしながら確立させていくこととなります。定期昇給の関係については、特段何もない者については、過去一年間の勤務成績が良ということで、定期昇給してまいりました。ただ、処分等をした場合については、定期昇給をしなかっただけであり、それ以外については、定期昇給をしてきた経緯があります。それについて、今後どのように対応するかについては、国の動向を見てまいりたいと思います。

吉田委員 基本方針については、これで良いと思います。中の個々の問題、また、文章については、時間があればゆっくりと、みなさんと議論するとして、基本的な考えはこれでいいのではないのでしょうか。

会 長 それでは、この基本方針でよろしいですか。

吉川委員 新税の財源検討は、抵抗があり実現はなかなか難しいとは思いますが。それよりも、先ほどの平林委員からの税の滞納の問題で、徴収を強化するという話もありましたが、今、当然取れるべきものを取っていないという状況のものが、まだ、ありはしないでしょうか。気付いたのは、占用料であり、今度法律が改正され、法定外公共物の管理が町に委ねられた訳ですが、それに伴って河川の占用とか道路の占用などの占用料を今までどれだけ取っておられるのか、条例で1㎡当たり620円と決まってはいるが、それに基づいて占用料がどのぐらい実績が

ありますか。

事務局（藤本） 法定外公共物は、この3月31日で委譲されて、県から占用管理の書類もいただいております。法定外公共物については、当然町の方に申請もしていただくことになっておりますので、電柱などと同様にしっかりとした取扱いをしていくべきであると考えております。

会 長 どれぐらいありますか。

事務局（藤本） 金額的には、ちょっと今は分かりません。

吉川委員 道路と河川だけで結構です。電柱とかは、要りません。

事務局（藤本） 国有水路、里道関係ですか。

吉川委員 町有水路とかの関係です。1㎡当たり年620円という水準が決まっていますが、それでどれだけ賦課されていますか。そういうものから、新しいものを見出してみてもいいですか。新しい条例は必要ない訳ですから。

会 長 それを「④新税財源の検討」の中に入れてみましょうか。

吉川委員 これは、「①使用料・手数料」に入ってくるのかどうか分かりませんが。

会 長 どちらでもいいですね。金額によってまた考えましょうか。今、言われた占用料をあげられるのであれば、是非入れましょう。

吉川委員 占用することによって、資産価値をかなり高めています。

会 長 基本方針はこれでよろしいでしょうか。

（委員了承）

それでは、基本方針は、そういうことにさせていただきます。具体策に入っていきたいと思いますが、特に、特別職、町長の給料について、この前も議論がありまして、城崎委員からは5%という意見も出ましたし、やはり、職員にも痛みをお願いするわけですから、トップ

自らもさらに5%の15%のカットをお願いしたいということです。この15%に準じて、後ほど申し上げます議員の報酬も15%ということにさせていただいています。大体、特別職、職員は少し低い11%ですが、議員とで、11%~15%ぐらいはカットできないかということです。ある分野だけ小さいとか大きいとかならないようにしています。福井委員からも、町長のさらに5%のカットはいいのではないかというご意見もありましたし、いかががでしょうか。賛成いただけますか。

(委員了承)

それから、特別職の助役は、さらに2%、収入役と教育長にも、さらに2%ということよろしいですか。

この間は、町長さんに対して、生活が困るのではないかなどの温かい言葉も出たのですが、それはそれとしまして、こういうことでお願いするということがよろしいですか。

吉田委員 町長以外の助役や収入役の年収はどのくらいですか。

事務局(西本) 助役の年収は、平成16年度で見ますと、大体1,170万円、収入役で1,070万円となっています。

会長 この前は、町長の年収は、1,270~1,280万円とっていましたか。

事務局(西本) はい。

会長 それでは、これでよろしいでしょうか。

(委員了承)

城崎委員から、この前町長の退職金の問題で、給料を5%カットするなら退職金も同じ率でカットしてもらってはどうかという意見が出てまいりました。それで、この前はそれについて議論する時間が無かったのですが、町長さんの月の報酬以外に退職金についても、給料と同じ15%のカットをお願いできないかと考えています。退職金の場合は、退職手当組合に町から負担金を出しているのですが、町から退職金が出ていないようですが、ここで、はっきりと町長の退職金についても示すということです。いかががでしょうか。この前、町長の退職金は1期で1,800万円ぐらいでしたが、その15%のカットとなりま

す。全然触らないのも少し抵抗あると思います。城崎委員のご意見に、私も吉川委員も賛成ということで案として出させていただいております。いかがでしょうか。

(委員了承)

それでは、15%退職金もカットさせていただくということでございます。

それから、ここに書いています特別職というのは、この前調べていただいたように、地方自治法では助役と収入役は必置機関ではないので、いわば自由に決めさせていただくことができます。県下の他町村では、助役と収入役の両方とも削減なさっている村もある訳ですが、私どもとしては、助役は町長の職務代理者で、直接町長を助けるということもありますので、申し訳ないですが、収入役を廃止にさせていただきたいと考えています。これは、任期の面もありますので、今すぐではありませんが、任期の面も考慮し、近く廃止させていただくということではいかかでしょうか。

(委員了承)

それでは、そういうことにさせていただきます。

大原則ですが、職員の給与については、毎年人事院勧告が出されます。民間と常に比較しまして、民間が高い場合は、民間に合わせて上げますし、民間が公務員の給与より低い場合は、公務員の給与下げることです。今のところ、5年間で5%減らすこととなっておりますので、これは、人事院勧告に準じて改定していただきたい。

そして、全国の市町村で問題になっております職員手当の見直しですが、調整手当を廃止し、それに替わり地域手当ができるのですが、これは、人事院勧告に準じて改定していく方向になっています。これは、平成18年度は1%、以後3%まで暫定的に引き上げることになっていきますので、それに準じることになります。

これらは、要するに、定数管理を徹底しなさいということです。今後5年間で30人ほど退職者が出てくる訳で、それに合わせて定数管理を徹底して、その定数を超える分は退職者を補充しないという方向でいきます。上に書いていますように、職員数を10%削減して、それ以上は、人事院勧告以外は原則として職員の給与を触らないということです。

管理職手当ですが、現行の引下げを継続していくというだけです。管理職の方は、実際小さな所帯のなかで頑張ってもらわないといけないので、現行の引下げ以外は触らないということです。

これでよろしいでしょうか。再度念を押させていただきます。

(委員了承)

それでは、次に非常勤の特別職ですが、これは各種審議会や各種行政委員会など数多くありますが、申し訳ないですけれども平均20%のカットとしています。この前は、城崎委員さんが、農業委員の報酬はいらぬのではないかという議論もありました。

城崎委員 いらぬと言うか、広域で考えるようなかたちで、人数を減らしたら良いと思います。農業委員と教育委員について、減らしても良いのではないかと考えて言いました。

会 長 引下げですね。各委員会で事情が違いまして、歴史も経緯も違いますので、そういったものも兼ねて、平均で20%カットさせていただきたい。30%という議論もあったのですが、平均して20%といたしました。というのは、同じ斑鳩町に住んでいる色々な技能なり才能を持った方の地位と力をただで借りたらどうかという意見もあったのですけれども、ただという訳にもいかないので、20%ぐらいでいいのではないかとということです。この辺はいかかでしょうか。よろしいですか。

(委員了承)

そして、少し議論をしたいのは、次の議会費についてです。議員定数の見直しについては、合併のときも色々ありまして、議会の審議の仕方、例えば委員会制度をとれば一定の人数が確保されなければなりません。今、3委員会ありまして、この前、城崎委員から3委員会についての意見も出た訳です。今日、私が聞いたところによりますと、議員定数は、最高の人数は決まっていますが、最低の人数は決まっていないのです。町村の最高は、26人でしたか。26人を超えるのはいけないが、26人以下は、何人でもいいということになっています。それで、今の16人は何人が妥当かということになるのですが、委員会制度を置くなれば、10人ぐらいが適当ではないかと思えます。これについて、議会事務局長のご意見を受けたいと思えます。

事務局(浦口) 議員定数につきましては、委員会運営が影響してくるということで、議会の中でも、独自に議会内部のことも合わせて、議員定数、報酬関係等について、議論していただいています。まだ、具体的な方針は出ておらず、議員定数なり、委員会の運営の仕方等も合わせて、

一緒に議論していただいている最中ですので、中身については申し訳
ございませんが、ご理解をいただきたいと思います。

会 長 それは、いつまでに出ますでしょうか。

事務局（浦口） 議長の諮問をいただいたのが、この5月の役員改選以降です
ので、今の議長の任期中には答申をいただくというかたちで進めてい
ただいています。

事務局（植村） 今、浦口議会事務局長が申し上げたことの中で、現在議会
の方でそれぞれ検討をしていただいていることですが、審議の方法
については、本会議制度と委員会制度の2通りあります。当町では、
委員会制度で審議いただいておりますが、議員さんについては、一つの
常任委員になるということで重複して委員にはなれないということに
なっています。これは、地方自治法109条第2号に規定されていま
す。その中で、当町の議会では、3常任委員会を設置されておしまし
て、総務常任委員会においては6名、厚生常任委員会、建設水道常任
委員会においては、それぞれ5名、合わせて16名で、議長さんもい
ずれかの常任委員会に入れるということになっております。見直す
ということになれば、一つは、本会議制度をそのまま採用するとい
うことがあり、そうなれば相当な議員数の削減が可能になります。もう
一つは、委員会制度の存続による見直しをするということであり、もし
10人程度になれば、今の3常任委員会を2常任委員会ぐらいに整理
をしていかなければならず、現行の常任委員会がそれぞれ5、6人で
構成されていますので、5人ずつの10人になるのではないかと思います。

会 長 私どもの案では、10人ということになっています。前に吉川委員
の方で、色々町民の方のご意見も聞いていただいて、大体今の半分か
ら10人ぐらいを思っている方が多いという話を承りました。議会ご
自身も色々ご検討いただいております、それとは別に町民の私どもの意見
として、議会に対して意見を申し上げるということで、それには拘ら
ずに皆様方の意見を言うていただければと思います。先ほど植村総務
部長から説明ありましたように、委員会制度をそのまま存続するなら
ば、3つの常任委員会を2つにすると10人で可能になります。それ
以下になりますと、少し難しいと思います。人口の割合から考えまし

ても、私は、今の16人は多すぎると思います。これは誰しも思っているのではないのでしょうか。何人が適当になるかという、理論的根拠を明快にしないといけないと思うのですが、委員会制度をとるならば、最低の人数は10人になるということです。それに、人口の割合から見てもという理屈も付け加えたいと思うので、今調べている訳です。10人でいかがでしょうか。

三浦委員 良いのではないのでしょうか。

吉田委員 基本的な考えとしては、住民何人に対して議員1人という数字の根拠をある程度示した方が良いでしょう。例えば、今は28,000人ぐらいですので、議員1人当たり2,500人というように、委員会ではなく、ある程度の数字から決めていってはどうか。ですから、10~11人ぐらいではないのでしょうか。大都市では3,000人、4,000人となってきますが、当町でしたら10人ないし11人ぐらいの議員でいいと思うのですが。

会 長 私も昨日議論したときに、人口から理論的な数値を導き出したいと思っています。議会の審議のあり方から、委員会制度だけで、成り立たせるのは、少し弱いとは思っていましたが、同じ意見です。何かそういう根拠はないかと昨日探したところ、明快な根拠がありませんので、今朝聞いてみまして、資料を送ってもらえることにはなっています。町は、人口何人について議員何人というような数字があれば、吉田委員が言われるように、極めて簡単に答が出てくるのですが、明快なものが無いのです。

吉川委員 59年の中曽根行政改革のときに、国の機関で検討したことがあり、2万人ぐらいの人口なら5~7人ぐらいが適当とする記録が残っています。少し古いですが。

会 長 大阪市では、市議会議員が、今90人で、人口が270万人ぐらいですから、3万人に議員1人となります。だから、斑鳩町は、3万人もいないので、10人でも多いぐらいです。それが今、大阪市では、経済界から多すぎるから減らせという要求が出ているのです。それを知って、その根拠は何か教えていただきたいと、今朝電話を入れたところです。即答いただけなかったのですが、近くもらえることにはな

っています。私は、やっぱり10人が良いところだと思います。これ以上、11人とか12人では多すぎると思います。ただ10人がしっかりとした理論的な数値を背景にしたものではないのが辛いところですが。

吉川委員 今日少し知人に聞きましたら、8人でした。やはり10人から8人が多く、それ以上という意見は出てこない。

会 長 8人という根拠は、現行の半分にしなさいということか。議会事務局長は、どうですか。

事務局（浦口） 斬新な人数を出していただいておりますが、一応議員の上限数値の最低ラインが12人以下となっております。つまり、一番人口の少ないところで、12人以下ということになります。

会 長 ということは、10人であってもいいのですか。

事務局（浦口） はい、そうです。先ほど会長が言われたように、最低何人というのはありませんが、地方分権一括法で、もともと30人だったのが、各市町村それでは多いということで、減数条例を制定されています。その実態を調査する中で、今の26人まで落とされてきたのではないかとしか、事務局として分からないのですが。

会 長 最初に申し上げましたように、我々住民の意見は、少しきつめに答申をしたいと思います。財政健全化の見地から考えてということになりますので。10人という数字は、先ほどの議会事務局長の話から考えても、それほど、めちゃくちゃに絞ったということはないのですかね。返事しにくいとは思いますが。

事務局（浦口） 12人以下というものもありますので。

会 長 12人以下なら10人はちょうどいいですね。

吉川委員 26人の次が12人ですか。

事務局（浦口） 2万人以上の町村が26人ですが、それより以下は人口に応

じて2～4人ずつ落としてきています。一番人口が少ないのが、2,000人未満の町村で12人の上限となっております。

吉川委員 問題は民意の反映が何人なら適当かということで、これはなかなか難しい。議員個人の努力にもよるし、日頃の日常活動にもよる。

城崎委員 この前、提案したように、合併のときに話があった、地域の審議会といいますか、住民参加できて議員と切磋琢磨して話し合えるような審議会のようなものがあって、そこに出入りしてもらって意見を吸収して言うていただくようにすると、人数が少なくても、民意がかなり反映されるかと思えます。そういうことを審議会の安い給料でやってくれる人はいるのではないのでしょうか。

吉川委員 現在、町で行政出前講座というのをやっていますね。そこに議員も参加して、意見交換すれば民意を反映することができるのではないか。それを充実するか、それを廃して別のものをつくるかということになりますが。

城崎委員 もう少し、やはり民意の反映というものをどこかでカバーできたら良いと思います。そうしないと、意見が少なすぎるような気がします。それともう一つ、8人までにしたら、本当に委員会制度はなくなって、本会議制度になり、いきなり本会議で出てくることになるのと、荒っぽいような気もするのですが。委員会のところで切磋琢磨してもらっているから、一回の本会議で、一般質問で収めていけると思えます。委員会制度をなくしてまで、議員の数を減らすというのは、少し混乱しないのかなという感じがします。10人だったら、2つの常任委員会にして、委員会制度が守れるのなら、10人の方が8人よりもいいのではないかなという気がします。

会 長 我々の案は、10人になっています。城崎委員が前も言われた審議会制度というものは、議員の数が何人にしても、それぞれ選ばれた議員が、自分の議員活動として、民意をできるだけ掴みたいということで、そのようなものを作るのは構わないですが、それに役所がまた給与のようなものを出すというのは、これは筋違いのような気がします。そのような議員活動をするのは、なんら構わないことですし、現実には何とか会を作って、やっておられる議員もおられます。役所が、その

議員活動の審議会にお金を出すというのは、ちょっとおかしいと思います。

城崎委員 審議会という名前がおかしいのかもしれませんが、議員が一人で自分の後援会活動の中で、民意を聞いてくるというのではなくて、委員会活動なら、議員の委員会活動を一緒に考える会というのがあれば、色々な方が入っていいのではないかと思います。その5人の議員の委員会活動を一緒に考えられる住民参加の会というものですので、一人の議員の後援会等ではなくて、つまり、常任委員会と一緒に考えられる会ですね。そういうものをどこで作れるかは分からないのですが、そのようなものがあれば、議員が一人で発言するよりも、そこで聞いてきたことが参考になって議会で話されるのではないかと思います。さらに、私たち住民がその中に入ったら、その5人の議員に対して質問もしますので、勉強をしないと答えられなくなりますので、そういう意味においても、人数が少なくなっても、そういう機会があったほうが安心と思うのです。

削った議会の歳費の中から、ボランティア的な費用で、そういう人たちが、月に1、2回集まって開くことができないかと思います。経験のある団塊の世代が定年を迎えますので、ただ家でじっとしてテレビだけを見ているよりも、自分の案を行って話したい人もいますので、お金のことは相談になるのですが。そうすれば、民意の反映はできると思います。

会 長 これは、一つの住民参加型の議会活動ですね。このような例があります。議員は一人いますけれども必ず後援会活動をやって、後援会でまとめられる。そして、後援会活動でまとめるだけでなく、同じ党の議員で集まって住民と色々話をする。というようなことは、よくありますが、城崎委員が言われるような、委員会別の議員が集まって住民と話すというのは、あまり聞いたことがないですね。これはこれで構わないのですが、その費用を役所が持つというのは、少ししんどいと思います。

事務局（浦口） 住民のみなさんと議員のみなさんがお互いに意見をぶつけ合うというのは、今議会の方で全国町村議会議長会というのがあるのですが、その中で、町議会の活性化をご検討されてまして、住民懇談会というものを積極的に取り入れてはどうかというお話は出ております。

それと全く同じではないのですが、何人かの議員が各地域を回られて、住民の意見を収集してきて、それを議会の各委員会等で発表されているというやり方をされているところもあります。今、城崎委員が言われた委員会ごとというのは、ないということでございます。

会 長 これは、城崎委員の貴重なご意見として承っておきます。
それで、この10人という案は、いかがでしょうか。

(委員了承)

それでは、10人で行きましょう。

それから、次に議員報酬ですが、15%という根拠は、先ほど申し上げたように、特別職も職員も、そして議会も、大体同じ程度のカットに耐えていただくということです。いかがでしょうか。

これは、議会事務局長、いかがですか。今16人の方が議員をやっておられる訳ですけれども、全員、職を持っておられますか。

事務局(浦口) 農業に従事されている方もおられまして、すべてがサラリーマンや会社役員ということではありません。

会 長 生計を立てる何らかの手段を持っておられるかという意味です。

事務局(浦口) 選挙管理委員会に届出されている状況でしか分からないのですが、無職と届けられている方もおられます。

会 長 何人おられますか。

事務局(浦口) 後ほどお知らせします。

会 長 といいますのは、これはものすごく影響してくるのです。我々の議論では、議員になれなくても、生活に困らないことを背景にして言っていますので、議員歳費だけで生活しているとなると、少し考えないといけませんので。年間のボーナスも入れて、報酬はいくらぐらいですか。

事務局(浦口) 平均で490万円です。

会 長 そうですか。職員が608万円だったですか。職員より、すごく低

いですね。

事務局（植村） 生活給ではなく、報酬です。

吉川委員 報酬は、特別職も報酬ですが、結局地方議員の場合は、費用弁償的な性格のものでね。

会 長 議員は、常時議会に年間どのくらい出て来られますか。大体で結構です。

事務局（浦口） 本会議が年4回ありまして。年間大体24、5回から30回の間です。

会 長 年間30回が、完全に拘束される日ですね。

事務局（浦口） 先ほどのご質問の16名の内、無職の方が6名です。

城崎委員 でも、その中には、配偶者が働いているとかはありますね。

事務局（浦口） 無職の届出の中には、農業をされている方もおられます。

会 長 それは6名ともですか。

事務局（浦口） それは、分かりませんが。農業の収入がその方の収入になっているかどうかまでは把握していませんので。届出されている以外の内容までは分かりません。

会 長 この委員会では、皆さん、同情して情け深い方ばかりなので、15%をカットして、議員が生活に困ることを心配しているのです。

吉田委員 それよりも、16人を10人するので、6人が減ることになりますが、この6人が無職の人かも分からない。それを言い出すとこういうことはきりが無いと思います。

会 長 あまり考慮せずに行きますか。

吉田委員 今、財政健全化を進める段階では、町長並に15%のカットしかないと思います。

会 長 15%のカットで反対の人はおられませんか。

(委員了承)

それでは15%でいきましょう。

5分間の休憩をさせていただきます。

(休憩)

会 長 審議を再開させていただきます。

事務局(藤本) 先程、占用料の金額について報告しておりませんでした。3月31日に委譲を受けたなかで占用物件の把握が土木事務所の方できておりませんで、現在50件程度の把握はしておりますが、相当数の件数があるのではないかと思います。件数の把握をまずしないと、占用料をかけていく事が非常に難しい状況であります。現在、条例で規定は持っておりますが、減免の中で処置している状況です。現在50件程度の把握ですので、これからは占用物件の把握に努めていく所存であります。

会 長 そういうことであれば、将来は課税できますね。

事務局(藤本) 条例を設けて、準用河川に準じて占用料を掛け、また里道については道路の占用を準用するという事になっております。ですので、占用料として課税できると思います。

会 長 このことは長期答申の中に入れましょうか。占用料の徴収について考慮することということで新税財源の中に入れますか、新たな財源ということでね。50件あったらだいぶ取れますね。

事務局(藤本) 50件というのは里道、国有水路の中からいったら数は少ないと思います。

会 長 100件くらいありますか。

事務局（藤本） もっとあると思います。

会 長 仮に100件あれば、総額としては、かなりの金額が見込めますね。

事務局（藤本） 占用の面積等もありますし、本人に申請を出してもらう手続きがありますので、その辺の整理をしていく必要があります。把握している50件については、占有申請をしてもらい把握している対象物となるかと。国有水路関係についてはもともと地元管理という中で、地元地域の農家組合や水利組合の方と協議して、ここに橋を架けたいといった形で処理されている場合が今まで多いと思います。委譲を受けて町が管理する事になった場合は、占有料を徴収するという事を明確に示して申請をして下さいといった、その辺の周知からまずやっていく必要があると考えております。

会 長 是非よろしく願います。占有料につきましては、歳入の確保の「④新税財源の検討」の中に入れたいと思います。

それでは、今日の本番でございますが、「②指定管理者制度の積極的な導入」、特に水道事業の3年以内に指定管理者制度の導入について、先程上下水道部長さんから発言の希望がありましたので、発言していただきたいと思いますが、我々としてはぜひ指定管理者制度を導入し、民間委託を進めていただきたいと思います。ちなみに、大阪市でも2年以内という条件で民間委託をするようにとの市民団体から強い要求があり検討しておる段階であります。それでは、上下水道部長さんお願いします。

事務局（池田） まず、結論から申し上げます。民間委託にはやぶさかではないのですが、指定管理者制度というよりも包括的民間委託制度というのがございまして、町としてはこの制度の導入を検討しております。これも3年以内です。斑鳩町の場合、浄水場が2ヶ所と井戸がありまして、今現在この管理を正職員1名と嘱託職員3名でやっております。これを指定管理者制度にするよりも、町全体を見たときに浄水場の運営のみならず、日々の維持管理と年間の定期点検や修理がございまして、今現在、浄水場は電気系統、機械系統それぞれに委託契約をしておりますが、これを1社に決めて包括的にやっていき、なおかつ、各ご家庭で検針をさせていただき、それに基づき調定、収納や会計処理も行う内部事務がありますが、これについても民間に委託できない

かと検討しております。また、メーターの取り替えにつきましても1社に決めて包括的にすることによる効果が相当出ますので、この文言といたしましては指定管理者制度よりも包括的民間委託制度ということで、これを3年以内に導入するというので取りまとめをお願いしたいと思います。また、その効果であります約1,500万円で変わりないかと思えます。

残った業務につきましましては、道路の下に埋まっている配水管の更新事業につきましましては、当然水道事業でやっていきますし、年間400件程度の修理が残ってきます。先程ご説明申し上げた業務につきましましては包括的民間委託制度の導入を考えておりますので、よろしくご配慮をお願いします。

会 長 私どもは、指定管理者制度にこだわっている訳ではありませんので、他にも老人憩の家とかがありますので、それにつきましましては指定管理者制度でどうかということでもまとめてやっただけで、見出しを指定管理者制度及び包括的民間委託制度を導入するということにさせていただきます。今、上下水道部長さんからご説明のあった水道事業につきましましては、実質的な民間委託ですので結構だと思います。今のご説明でこれはよろしいですか。

吉川委員 指定管理者制度と包括的民間委託制度とはどう違うのですか。

事務局（池田） 両方とも議会の議決はいるのですが、例えば水道事業でいいますと浄水場が第1浄水場と三井浄水場の2ヶ所あるのですが、個々に指定管理者とする方法と全部の施設を一括して指定管理者とする方法があります。浄水場の場合は個々に決めるよりも、浄水場と井戸とは連動しておりますので、切り離してするよりも一括したほうがよく、さらに進んで水道事業全体を指定管理者と決めて全て任せるには3年間では無理があり、安全・安心を望んでいる住民の方の抵抗感もあると思えますし、内部事務も一緒にやっていきますので、当面は包括的民間委託制度を取っていきたいと考えております。

会 長 水道事業みたいに、メーターの検針から水道料金の徴収や浄水場の管理まで色々ある場合は包括的な方が経費としては結果として安くなるということですね。

吉川委員 少し疑問に思っているのですが、コストの縮減というのは何も水道事業に限ったことでなく、行政全体の執行について考えていかなければいけないと思います。水道事業の場合、埋設管を埋設する深さについて、県や国土交通省では60cmでいいという基準があると思うが、斑鳩町の場合はどのようになっていますか。

事務局（池田） 斑鳩町の場合は1m20cmになっております。先程吉川委員がおっしゃられた通り、国道とか県道についてはケースバイケースで60cmでも認めていこうということになっております。今は25tの舗装形態になっておりまして、公共工事削減計画の中で都市建設部の建設課が取りまとめを行い、議論をしております。60cmの埋設で水道管が十分圧力にもつようでしたら、掘削幅も少なく工費も安く済みますので、もう間もなく結論が出るかと思っております。

吉川委員 しっかり検討してください。

会 長 基本的には大きな意味の民間委託の中に入りますので、やりやすく安い方を使っていただければ結構だと思います。それでは、水道事業に関しましてはこれでよろしいですか。次に、老人憩の家、ふれあい交流センター、体育館等と例として挙げていますが、公の施設はこれから指定管理者制度、場合によっては包括的民間委託制度によって民間に委託をしていこうということですが、大きな主要なものについて来年度から全部するというのは難しいですか。

事務局（藤原） 基本的には来年度からすぐというの難しいと思います。例えば、体育館につきましては現在職員1名を配置しており、その職員の配置の問題もあります。できるものから順次段階的に導入していきたいと考えております。この3つについては、3年ないし5年の間に導入したいと考えております。

城崎委員 公民館はどうでしょうか。

会 長 公民館はこの中に入っていますね。

事務局（藤原） 町長も決算審査特別委員会の中で指定管理者制度の導入を進めるとおっしゃっていただいておりますので、そういったものについ

ても十分に検討させていただきたいと考えております。

事務局（栗本） 公民館には、社会教育制度としての位置付けがありますが、その辺の法的な整備の解釈も必要かと思いますので、十分検討させていただきたいと思います。

会 長 問題点としては、各市町村でも気軽に公民館を使っていますので、直営でやっているところがほとんどだと思いますが、サービスが落ちるということで、場合によっては社会教育主事を配置するなどしているようです。すぐにでなくて結構ですので、是非検討してください。

事務局（栗本） 社会教育制度の制限がありますので、使用する上での幅があり政治活動や営業活動は駄目とか、その辺の整備をしていかないといけません。奈良市では財団組織に委託しておりますので、その勉強をさせていただきたいと思います。

会 長 民間委託というのは、そういう事を含んでの意味で言っているのですよ。サービスが落ちるのではないかと、やっぱり心配ですかね。

事務局（栗本） いや、サービスが落ちるといことはなく逆に上がるのではないかと思います。

会 長 斑鳩町の場合、箱物が数多くあるので直営から民間委託できるものはどんどん切り替えていく事をお願いしたいです。それと私としては800万円というのは不満で、もっと削減できないですか。

事務局（藤原） この800万円とさせていただいた根拠ですが、すでに老人憩の家につきましては臨時職員とシルバー人材センターに委託しております。ふれあい交流センターにつきましても町の臨時職員の雇用という形でやっておりますので、民間委託をいたしましても人件費はそれほど落ちないかと思います。体育館につきましては職員が1名おりますので、これを異動することによって、その分の人件費の削減ができるかと思います。

城崎委員 指定管理者制度と今までの第3セクターとの違いについては資料を見させてもらって大体理解できたのですが、お金のことだけに着眼し

て見ていきますと、シルバー人材センター、観光協会、いかるがホールの財団、そして社会福祉協議会への補助金が金額として大きかったです。全部調べることはできなかったのですが、観光協会を例にとってみますと、いただいた資料の中で補助金だけで950万円、iセンター委託料として1,089万円、駐車場の委託料として677万円、合計2,716万円が町から観光協会の方に動いております。従業員の給料とか大分使われていまして、補助金だけ見ても多いのにまだ他にも色々ありますし、いかるがホールの補助金についても、もっとあるんだということになります。こういった施設を指定管理者制度や民間に任せるということはできないのですか。

会 長 城崎委員のご質問は、「③団体運営補助金のカット」の話とも関連してきますね。観光協会への補助金なんかはまさに「③団体運営補助金のカット」の項目ですね。今議論している「②指定管理者制度の積極的な導入」は、主として公の施設で今まで町の直営で職員を配置して管理運営しているものを、できるだけ民間に委託することにより、人件費や物件費も安くできるのではないかとということです。制度として指定管理者制度ができましたので活用してはどうかと。さきほど上下水道部長がおっしゃった、包括的民間委託というものもその中に入っております。今、城崎委員がおっしゃられているのは団体運営補助金で、施設に関連する団体があれば、その団体には町から補助金は出ておりますよ。

城崎委員 そういう団体は民間ではできないのですか。

会 長 観光協会そのものは民間ですから。民間の団体に委託料を払って管理運営をお願いしているのです。それは、団体全体の運営ですから「③団体運営補助金のカット」になるのですが、「②指定管理者制度の積極的な導入」は公の施設を民間の知恵と力でやってもらうということで、委託の方法として指定管理者制度というもの導入してはどうかということです。従来は、指定管理者制度というものは範囲が非常に狭かったのですが、それがほとんどのものが管理運営を民間に委託できるようになったのです。

城崎委員 町から大きなお金が出ておりますので、それを減らしていくにはどうしたらいいかとなると、観光協会や財団などが収入を上げるために

努力しなければいけませんね。

会 長 ですので、町から出ている補助金を平均して20%カットしていただくというのが「③団体運営補助金のカット」です。

城崎委員 それぞれの事業がもっと自分で収入を上げようと努力するとき何
が弊害になっているのでしょうか。会長とかそういう人が民間の人で
ないからですか。

会 長 いえいえ、そんなことないですよ。もちろん、観光協会の会長は町
長ですけれども。とりあえず、「②指定管理者制度の積極的な導入」の
方を先にまとめたいのですが、民間委託を促進するということはよろ
しいですか。ご承認いただけますでしょうか。

(委員了承)

今、城崎委員のおっしゃっています「③団体運営補助金のカット」
に参りましょうか。これは色々議論のあるところだと思います。色々
団体がありまして、それぞれの経営状況によりってかなり違ってくる
と思います。私は当初20~30%で考えておったのですが、30%
もカットすると事業そのものに影響を与えてはいけないと思い、平均
20%にしたのです。補助金頼みでやっている事業、例えば役場のほ
うから15万円とか20万円といった零細補助金がたくさんあるの
ですが、それを全部削ってしまうと金額自体は大したことがなくても、
その事業にとっては大変なことになってしまうんですね。どの事業を
対象にするかということは各部にお任せいたしますが、平均として2
0%はカットして下さいというのが、我々の答申であります。先程お
っしゃっていた観光協会について説明してもらいましょうか。

事務局(藤本) 観光協会に色々補助金を出させていただいているというのは、
駐車場を管理運営するのに駐車料金を徴収するにあたり観光協会に委
託して、入ってくる台数状況を見ながらシルバー人材センター等から
の人員を効率的に配置し管理経費を節減するというところで行っており
ます。iセンターにつきましても当初は県が建設してくれたのですが、
その維持管理については町が行うというなかで、観光協会に事務所が
iセンターの中にありますので、iセンターそのものの維持管理もお
願いしておりますので相当な金額が補助金として出ていることになっ
ております。

観光協会がお金を儲ける手立てを考えるべきだという事は、その通りだと思いますが、パゴちゃんのキーホルダー等以外の斑鳩をPRするグッズなども協会の方で検討して、イベント等がある度に販売していくということで取り組んでもらっています。あと、その他の補助として、桜祭能というイベントを観光協会が主催で、いかるがホールの方でやっておりまして、こうしたイベントも企画運営しながらといった状況でございます。

城崎委員　ということだと、民間というよりも斑鳩町の観光行政の中で観光協会というものが必要ということですね。

事務局（藤本）　当然、斑鳩の観光ということで充実していこうということですが、ピーク時は100万人を超えるくらいの観光客数が、現在70万人位に減ってきております。人数の把握というのは、なかなか難しいですが、できるだけ多くの観光客の方に来ていただけるように斑鳩をPRしていくということで、観光協会とボランティアの方が一緒になって案内等に取り組んでいただいております。外国人の方も相当最近は来ていただいていると聞いております。

城崎委員　これを民間が経営するとか運営するということは、難しいということですね。

事務局（藤本）　今、観光協会で維持管理をしてもらっており、それを切り離れた形で維持管理をするという方法は考えられますが、シルバー人材センターにお願いしながらできるだけ経費節減をしながら取り組んでおりますので、比較検討した場合どういう形になるかですが。駐車場運営で民間の会社に委託し管理してもらっていた時もあったのですが、観光協会にiセンターができたときに中に入れてもらって、一緒に維持管理をやってもらった方が低額で済むということで変更していますので、どちらが安く済むかということは再検討してみます。

城崎委員　従業員の給料が大部分を占めていますので、そこを考えられないかという点と、補助金を少なくするために収入を上げるという事で、民間になればもっと考えるのではないかという点と、駐車料金は観光協会に入らずに役場の方に入っているということですが、観光協会が民間だとは思っていなかったのですが、もっと話されたほうがいいので

はないかと思います。

会 長 今の城崎委員の質問は、観光協会に町として出している補助金は多いのではないかとことです。しかし、それは人件費であり、観光協会という民間の団体が、それぞれ自らの物差しに合う人を雇っている訳です。公務員ではないのです。だから、本来公務員にやってもらったら、民間より高くなる。そういう説明をしてもらわないといけない。そして、城崎委員は、たくさんと言われているが、役所から見ればどうかということ、言ってもらわないといけない。安くついているのではないですか。

事務局（藤本） 民間委託したよりも安くすむかたちで、現体制に変えてきている。当然、今ある指定管理者制度によるコスト的な検討は必要ですが、今までの経過から見ると当然安く運営はしてきている状況です。

吉川委員 雇用の創出について、高齢化社会になってきて健康なお年寄りが多いということと、また、働くことによって健康になれるということで、シルバー人材センターを活用してはどうか。単に経費節減の意味ではなく、健康を維持してもらうことで、結局、国民健康保険等の行政コストも安くなり、トータルの意味で効果があると解釈できる。

会 長 観光協会の補助金は、中身を見てみると、人件費などであり、本来町が管理すべき駐車場の管理を観光協会に委託している。しかも、民間の人を安く雇って、場合によっては、シルバー人材センターを活用しても良いと思うのですが、包括的に、民間、第3セクターに委託をしています。その委託の運営の補助金もこの際2割カットさせていたかどうかということです。これは、観光協会だけではないですが。

こちらの方から、補助金毎に状況を調べて決めていくのは大変なことになり難しいので、これは、包括的にまとめて20%でお願いできないだろうかということです。

吉川委員 だから20%が是か否かということですね。

会 長 そうです。見たところもう少しできるのではないかと、いう場合は、ご意見ください。福井委員、どうでしょうか。

福井委員 私も、包括的に平均で20%カットというかたちで進めていったら良いのではないかと思います。

会 長 団体は、ものすごくありまして大変なので、少し粗いですがけれども2割ぐらいご節約お願いしたいということです。

吉川委員 廃止の団体も含めてですね。慣習的にやっている団体も見受けられますね。

会 長 それはやめてほしいですね。

吉田委員 どこかで見直しが必要ですね。

城崎委員 それぞれの団体を見てみたら、事業に出している補助金と、運営団体自体に出している補助金があって、永遠と習慣みたいに出している補助金もありますので、やはりそれは、補助金という以上、自立するまでの補助という考えをみんなに徹底してもらって、5年なら5年という期限を決めて、繰越金を出さないという指導をしてもらいたい。そして、事業補助ということにして、その団体の特権のような補助金は、やめていくべきであると思います。あと、決算書の内容は、小さい団体もありますが、実際の行事や活動と合っているか、どこでチェックしているのかなと思います。そういうチェック機関も、いつかどこかで作らないと、一回決めたらずっともらえるというのはいけないといつも思っています。だから、繰越金が多い団体がたくさんありましたので、どうなっているのかなと思います。

会 長 補助金20%を出しましたが、城崎委員が言われたように、補助金を出しているそれぞれの部が、各団体を見てもらって、意味の無いものはやめて、意味のあるものだけを残してもらうという趣旨なのです。

事務局（植村） 今、城崎委員の言われたことについても、重要な問題でありますので、そのような観点からも考えなければ、20%削減できないと思います。ただ、団体等への監査につきましても、すでに当町の監査委員から、商工会や社会福祉協議会などの補助団体に対しても監査をしていただいています。その他の団体に対しても、適正な方法で対応してまいりたいと考えております。

会 長 それでは、これは20%でよろしいでしょうか。

 (委員了承)

次に、「④イベントの統廃合等の見直し」についてです。これがまた、イベントをたくさんやっていただいております、斑鳩町の活性化のためにイベントをどんどんやっていくべきだとは思いますが、それに補助金を出しておりますので見直す必要がある訳です。これは、事業費総額というのに意味がございまして、先ほどの団体と同じことで、それぞれのイベントで、それぞれ特色があって、その創設の時期、事業効果はまちまちですので、イベントで出している補助金の事業費総額の全体で30%カットするということにさせていただいています。これは、本当のことを言いますと、あるイベントの一つをやめると、400万円の効果が出まして、それが総額からは30%相当額になるというのが実情なのです。これも、たくさんありますので、事業費総額というかたちにさせてもらいました。

事務局(植村) 町長もイベントの統廃合は、すでに申されていまして、次年度は、この方向で積極的に進めてまいりたいと考えております。

会 長 何かイベントのやり方で注文があれば、言っていただきたいのですが。まちおこしや観光に役立つイベントをやっておられますので。これこそ、民間の活力でやってもらって、町が一銭も出さないのが、一番良いのですが、そうもいかないですね。いかがでしょうか。

平林委員 具体的に何とは言えないですね。

会 長 言いましょうか。400万円は、具体的に祭りが出ているよね。出さないほうがいいですかね。事業費総額の30%にしておいて、何をやめなさいというのはしんどいですね。

福井委員 イベントのやり方となれば、毎年定期的に行い、町民だけが参加するのではなく、そこに観光も取り入れて、他の地域からも来ていただくのが良いではないでしょうか。それが具体的にどうしたら良いというのは、今思いつかないですけど、そういうやり方で進めていってはどう思います。どのイベントでも同じ顔ぶれというのではなく、参加者の幅を広げてはどうでしょうか。

吉川委員 観月祭なんかはそうですね。むしろ、町外の人の方が多いのではないのでしょうか。民間でやっても採算がとれるようになるのではないかなと思います。

会 長 法隆寺は世界的な遺産なので、福井委員が言われるように、あそこで民間に大きいイベントをやってもらってはどうか。一回あって私も招待されて行ってきて非常に良かったのですが、法隆寺は色んな面で何をやっても合いそうな気がします。大阪全体、関西全体に通じるようなイベントをやってもらったら、また人が来るではないでしょうか。先ほど話があったように、落ち込んだ観光客の振興のためにも、せっかく良いハードウェアが斑鳩町にあるのですから、それを活用して、しかも民間で、できれば大阪の大企業を協賛にやってもらうということを考えてはどうかと思います。ところが残念なことに、斑鳩町でするイベントにお金を出してあげようという大企業があまり無いのがしんどいところです。ただ、法隆寺にお寺は信仰の対象だと言われればそれで終わりですが。小さいイベントを多くやるよりも、大きいイベントを盛大にやるというのであれば良いと思います。場合によっては、インターナショナルで、外国人観光客が年に1回は、それを見にくるというのが良い。あまり言えないが、飛騨の高山はうまいことやっている。小さな町ですが、人の禪でやるのがうまい。斑鳩町でも、お金は掛けないけれども、知恵を出して人の禪で相撲をとるというやり方にもっていかなければならない。観光行政は特に。

イベントについては、これでよろしいですか。本当はカットしたくないですけど仕方ないですね。

(委員了承)

「④イベントの統廃合等の見直し」はこれでOKということで。

そして、「⑤大型建設事業の再検討」です。大型建設事業の趣旨も出していただいたのですが、これは、一つ一つの事業をこれから検証して行って、例えば、法隆寺駅舎の問題、周辺道路の整備の問題、実際に現場に行って、どんなことをやっているのかを都市建設部長からお聞きして考えたい。4つほど大型建設事業があり、全部入れて170億円ぐらいあるので、その事業計画を見直すには、それぞれの事業を検証しないとイケないので、来年の予算に間に合わないかもしれない。そのため、短期の方針から、外さしてもらおうかと思っています。金額としては3,000万円ぐらいはいけるのではないのでしょうか。

3,000万円というのは、起債額ですか。

事務局（藤原） 起債の償還額です。

会 長 事業総額ではないですね。平成27年度までみましたので、これは、少し見直して、事業そのものの縮小も考えられるし、場合によっては、少し計画年度をずらすこともありえます。大きなものとしては、4つあり、社会福祉会館、法隆寺駅舎・駅周辺整備事業、町営住宅、耐震校舎の整備です。この一つ一つについて、これから来年3月までに現場も見て、事業をお聞かせいただいて、どれだけ縮小できるかを検討させていただきます。ですから、今回の短期の方針の中では、公債費縮減の3,000万円だけあげさせていただいたというのが実情でございます。これには、私は大いに期待しています。

歳入歳出合わせまして、3億6,200万円ぐらいの効果はいけるのではないかと思います。そして、大型建設事業の再検討を合わせまして6億円までいきますと経常収支比率90%は何とかいけるのではないのでしょうか。

一応、今日はそういうところでございまして、この内容でご承認いただけましたら、次回の10月7日には、いよいよ答申させていただきたいと思います。包括的にこれをしめるにあたって何かご意見ありますでしょうか。占用料も出てまいりましたし、できれば、10月7日に大体大まかな数字が入らないでしょうか。難しいですか。それでは、言葉だけ入れさせていただきます。

それでは、こういう方向でいかがでしょうか。

吉田委員 基本的なこと結構ですが、歳入で遊休土地の売却ということですが、具体的にはどのようになっていますか。それから、滞納税額の確保ということではどのようなことを考えていますか。

事務局（藤原） 遊休土地の関係ですが、斑鳩町土地開発公社の経営の健全化としまして、すぐに提供されない土地については売却をしていくということで現在進めているところです。この秋にも第一回目の売却をしたいと考えております。その中で、売却のノウハウを蓄える、また、一般競争入札にかけた時にどれぐらいの需要があるのかなど、情報を蓄積しながら進めてまいりたいと考えています。ただ、町の遊休土地の場合は、現場を見ていただいたらよく分かると思うのですが、その

ままでは利用しがたい土地が残っています。大方は町営住宅の土地ですけれども、町営住宅の建替えの用地としても検討したのですが、制限の問題がありまして、そのままでは建替えができない土地であるということで、民間にすぐに売却するのは、なかなか難しい土地です。我々としても、利用価値を高める努力をしていくことが必要かと思っております。すぐにとはいかないですけれども、将来的にはそのようなかたちでの売却を進めてまいりたいと考えています。

会 長　　私が思うのは、売り方ですね。これは、最後は競争入札になるかもしれないかもしれませんが、今までのように競争入札で公告して求めるのではなく、不動産業はいっぱいありますし、外国の不動産業も入れて、今、言われたような新しい売却方法を少し考えなければいけないですね。不動産売却委員会などを作って、そこに専門家に入ってもらって、そこで従来のノウハウを少し変えて新しいやり方を考えてはどうでしょうか。これこそ民間オンリーで何かうまいことできないかなと思えますね。少し民間から知恵を借りてはどうですか。従来の手法ではいけないと思えます。

吉田委員　投資信託はどうですかね。

会 長　　それがですね。昔、大阪市でやっていたまして、今、7箇所か8箇所ありますが全部赤字という状況です。ちょうどバブルの高い時期に買っていて、一つを除いて、全部赤字です。現場を見ていないので、何とも言えないですが、土地によりますね。早く売りたいですが、たたき売りだけはいけない。よろしいですか。

滞納についてはたくさんありますが、精一杯努力をした結果の滞納額ですので、あとどのくらいまで努力できるかですね。説明お願いできますか。

事務局（植嶋）　滞納につきましては、まず、現年分で滞納を出さないという努力をしています。残念ながら滞納となった分につきましては、色々なケースがありますが、お金があるのに払わないというケースよりも、やはり、お金に困っていて滞納してしまうということが多いようです。これらに対しては、まず個別訪問させていただいています。それでも、払わない人に対しては、徴収対策本部という組織を全部課長で19班作っております、それで専門的に対応しています。それでも、なお

払っていただけない方には、滞納処分、差し押さえとか財産調査にも着手していません。最近、差し押さえについては、特に固定資産に場合においては、先に優先債権などの理由によりなかなか入らないことがあります。それと、滞納額が増えてしまうと、一括で払えなくなりますので、その場合は交渉して分割納付で1～2年で払ってもらうようにしています。なかなかそういう面がありまして、滞納整理が進まないことがあります。税は公平に負担してもらうものですので、無理をしてでも払ってもらうように努力をしているところです。

会 長　　それで、ぎりぎりの最大の努力をしてこれでしょうか。

事務局（植村）　なかなか、効果としてあげさせてもらっているかさ上げができるかどうか、今植嶋課長が申し上げたように難しいところです。ただ、大口の滞納者もおられますので、結果としてそれ以上の効果がでる場合も全く無いとは言えません。できるだけ、その目標に近づけるように、町をあげて進めてまいりたいと考えています。

会 長　　1,300万円が最低であるというこういう理解でいきましょうか。

吉川委員　徴収の対応は、初動対応が重要です。固定資産税で滞納というのはおかしい。現物があるのだから余計に速やかにしなければならない。

事務局（植嶋）　言われますように、私たちも現年分で滞納がありますと当然交渉する中で、どうしても払わないとなれば、長期でいきましょうかということになります。こういうものについては、滞納分にならないように、特に前半は気をつけていくべきであると考えています。特に、固定資産の場合は、累積していく可能性が高いものがありますので注意してまいりたいと思います。

会 長　　それでは、一応これで全部終わりました。来年度予算に間に合わせるために、次回10月7日に短期の中間報告というかたちでまとめさせていただきたいと思います。この会議は、財政健全化検討住民会議ということで、住民の代表で色々議論してまとめさせていただいたということになる訳です。したがって、これは情報公開していくことを第1回目の会議におはかりして、インターネットの町ホームページにも載せてもらって、できるだけオープンにして、会議の傍聴もできる

ようにさせていただきました。と言いますのは、審議を7月から始めてという記事は、まだホームページには、出ていませんね。もう4回目なのに、まだ町民は全く知らない訳です。それなら新聞発表をしなければ仕方がないのではないですか。毎回、2、3日で出てくるなら、私はそんなことは言いません。毎月の広報にも出ていないですね。あまりにも遅すぎます。それで、今度は10月7日の中間報告には皆さんの名前をつけまして、その内容を新聞発表させていただいてはどうかと思います。みなさん、それでよろしいでしょうか。

(委員了承)

それでは、10月7日には写真を撮ってもらえますか。それも合わせて発表させてもらわないといけません。今度は答申をさせていただきますので、町長はご出席されますね。そして今度は、中長期の答申を来年3月末までにさせていただきます。そういうことで、みなさん、よろしいでしょうか。

(委員了承)

それでは、満場一致で賛成ということでそうさせていただきます。それで、中間報告をまとめさせていただくにあたって、この中で起草委員を決めていただいて、起草委員の方が10月7日までに集まっていたら、起草案をまとめさせていただきたいのです。それで、起草委員を選ぶのにどうさせてもらったらよいかということですが、この委員は9人ですので、私は半分の4人ぐらいを考えています。

吉川委員 私が言うのもなんですが、会長一任で良いのではないですか。

会 長 どうでしょうか。それでは、4人ご指名をさせていただきたいと思います。私は、会長、副会長、行政改革委員会から1人、住民代表から1人と思っています。それで、大変恐縮なのですが、行政改革委員会からは吉田委員に、そして、住民代表からは城崎委員にお願いしたい。長期の答申の場合には、新しい税財源の拡充というのを重視したいので、三浦先生に入ってください、5人でまとめさせていただけたらと思います。

起草委員会は、大変恐縮なのですが、9月30日でお願いしたいのです。午後7時30分からにしましょうか。

吉川委員 場所はどこですか。

事務局（植村） 助役室の横の会議室にします。

会 長 それでは、次回は起草案をつくりまして、その承認の後、町長に答申いたします。その後に写真をお願いします。そして、記者クラブはどこでしたか。

事務局（植村） 大和郡山市役所にもありますし、奈良県庁にもあります。

会 長 どこが良いかお任せします。幹事社には言っておかないといけないはずですよ。

事務局（植村） 連絡しておきます。

会 長 行政改革委員会にもすり合わせをしておかなければならないということで、10月6日午後4時から、この会議室で、会議の審議の状況と答申案をご説明させていただきます。それを、みなさん、ご了承願います。

それでは、みなさん、長時間ありがとうございました。